事業報告 教育研修事業の平成24年度事業報告及び平成25年度事業計画について

教育研修部

1. 講習会事業について

1.1 講習会の概要

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「JWセンター」という。）は、平成４年度より、廃棄物処理法に基づく「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規、更新）」及び「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」（以下「特管責任者講習会」という）を実施しております。

平成16年度からは「PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会」、平成18年度からは（社）日本医師会との共催により、「医療関係機関等を対象にした特別管理産業廃棄物管理責任者講習会」（以下「医療特責講習会」という）を実施しております。

実施内容は、表１のとおりです。

表1　講習会実施内容

講習会課程名			受講対象者	関係条文（廃棄物処理法施行規則）	講習科目	講習時間	修了試験の有無
処理業者対象	(1)新規講習会	①産収課程	産業廃棄物収集・運搬業の許可を新たに受けようとする方	規則第10条第２号イ	6	12.5（２日）	有
		②産処課程	産業廃棄物処分業の許可を新たに受けようとする方	規則第10条の５第１号ロ(1) 第２号ロ(1)	9	19.5（３日）	有
		③特収課程	特別管理産業廃棄物収集・運搬業の許可を新たに受けようとする方	規則第10条第２号イ 規則第10条の13第２号イ	7	17.5（３日）	有
		④特処課程	特別管理産業廃棄物処分業の許可を新たに受けようとする方	規則第10条の５第１号ロ(1) 第２号ロ(1) 規則第10条の17第１号ロ(1) 第２号ロ(1)	10	25（４日）	有
	(2)更新講習会	①産収課程	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物収集・運搬業の許可の更新を受けようとする方	規則第10条第２号イ	3	5.5（１日）	有
		②産処課程	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする方	規則第10条の５第１号ロ(1) 第２号ロ(1)	5	9.5（２日）	有
(3)特管責任者講習会 医療特責講習会（排出事業者対象）			特別管理産業廃棄物管理責任者の資格者ならびに必要な知識と技能を習得しようとする方	規則第８条の17第１号　第２号	3（医特：４）	6.5（１日）	有
(4)PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会			PCB廃棄物の収集運搬に直接従事する方	規則第10条の13第２号	4	6（１日）	有

※講習会課程名の正式な名称は以下のとおりです。

（1）「新規講習会」：産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）
- ①「産収課程」：産業廃棄物の収集・運搬課程
- ②「産処課程」：産業廃棄物の処分課程
- ③「特収課程」：特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程
- ④「特処課程」：特別管理産業廃棄物の処分課程

（2）「更新講習会」：産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（更新）
- ①「産収課程」：産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程
- ②「産処課程」：産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分課程

（3）「特管責任者講習会」：特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会
「医療特責講習会」：医療関係機関等を対象にした特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会

1.2 講習会の受講状況

平成20年度から平成24年度の講習会受講状況は、以下のとおりです。

平成23年度新規講習会の収集運搬課程受講者数は、平成22年の法改正及び東日本大震災の廃棄物処理の影響により増加しましたが、経年では減少傾向にあります。更新講習会の受講者数は近年では横ばい傾向にあり、特管責任者講習会の受講者数は、経年的には減少傾向にあります（図１）。

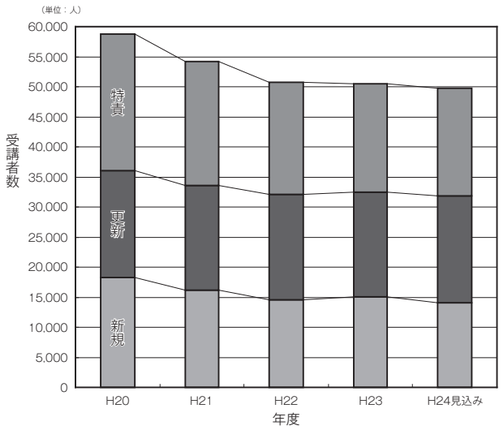


図1　受講者数の推移

1.3 平成25年度の開催計画

平成25年度講習会開催計画は表２のとおりです。

表2　平成25年度講習会開催計画

講習会課程名		平成24年度実績		平成25年度（計画）	
		開催数	受講者数	開催数	受講者数
新規講習会	産収課程	102	11,235	101	11,000
	産処課程	17	1,571	18	1,200
	特収課程	17	1,209	18	1,000
	特処課程	5	349	5	300
更新講習会	産収課程	132	15,812	129	15,900
	産処課程	26	2,328	26	2,200
特責講習会	特管責任者講習会	128	17,264	122	16,000
	医療特責講習会	9	706	8	700
PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会		6	437	6	500
合　計		442	50,911	433	48,800

1.4 その他

1）インターネット申込み導入の拡充

講習会の受講申込みは、従前、書面による申込みによることとしてきましたが、受講申込者の利便性、修了証発効までの期間短縮等事務の合理化を図る観点から「PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会」（平成22年度）及び「医療特責講習会」（平成24年度）について、順次、インターネットによる受講申込み（Web申込み）を導入してきました（書面申込みとWeb申込みの比率は図２のとおり）。

今後全ての講習会においてWeb申込みの導入を計画しております。

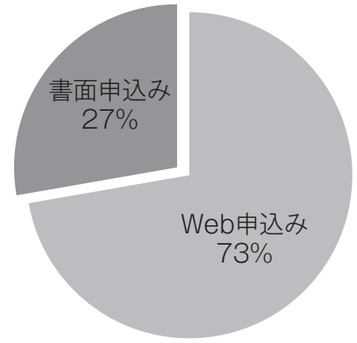


図2　医療特責講習会における申込方法の比率

2）講習会テキストの作成等

講習会テキストの作成は、

①学習の重点箇所が重要度に応じて分かりやすくする

②従来の講習会テキストのレベル（質）を確保する

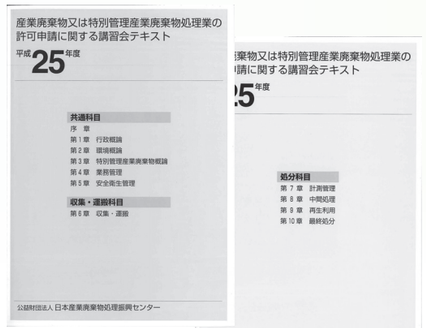
③新たに教示すべき事項と充実させるべき事項を見直す

を方針とし、体裁については、重点箇所の強調や分かりやすさの観点から、２色刷りとしております（図３）。

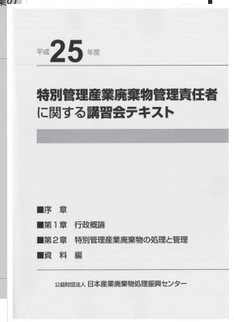
特管責任者講習会用テキストについては、平成23年度に全面改訂の作業を終えて、平成24年度の講習会より改訂版テキストを使用いたしました。

また、従来の新規、更新講習会に加え特管責任者講習会にも、受講者に講習内容をより理解していただくため、ビデオ教材を導入いたしました。

事業報告 教育研修事業の平成24年度事業報告及び平成25年度事業計画について







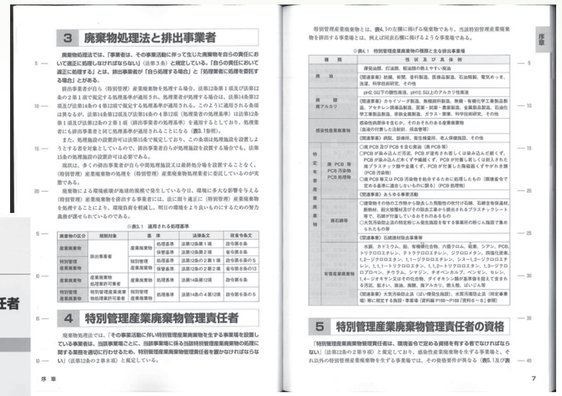
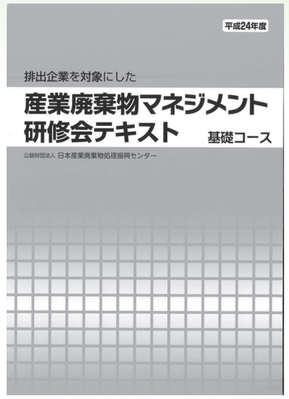


図3　平成25年度版講習会テキスト



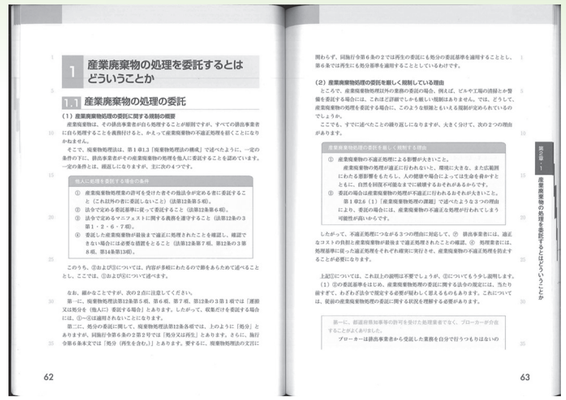


図5　基礎コースのテキスト（平成24年度新設）

2. 研修会事業について

2.1　排出企業を対象にした産業廃棄物マネジメント研修会（基礎コース、管理コース）



図4　産業廃棄物マネジメント研修会の様子

企業の社会的責任（CSR）が強く求められ、かつ排出事業者責任がますます強化される中、産業廃棄物の排出事業者には、
①産業廃棄物処理の適法性の確保（コンプライアンス）
②産業廃棄物の再生利用（リサイクル）への取組み
③産業廃棄物の排出抑制と処理に伴う環境負荷の低減
等の対応が求められております。

平成23年度において、産業廃棄物処理の管理・監督責任者等を対象にした産業廃棄物マネジメント研修会（管理コース）を試行的に２回開催いたしました。

平成24年度は、引き続き管理コースを４回開催するとともに、産業廃棄物管理実務担当者・新任担当者等を対象にした基礎コースを新設し、１回開催いたしました（図４、５）。

【基礎コース】：実務担当者、新任担当者等を対象。
廃棄物処理法の基礎、委託契約・マニフェストの運用、処理計画・帳簿の作成　等
平成25年度は４回開催予定。

【管理コース】：管理・監督責任者等を対象。
排出事業者責任、行政処分・罰則の事例、廃棄物リスク管理、廃棄物の排出抑制・リサイクルへの取組事例　等
平成25年度は２回開催予定。

2.2　放射性物質汚染廃棄物の処理に関する講習会

1）開催の主旨

「平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「特措法」という）が、平成24年１月１日に施行され、特措法上の「特定一般廃棄物」及び「特定産業廃棄物」（いずれも8,000ベクレル／kg以下）については、廃棄物処理法の処理基準に加え、特措法に基づく処理基準に従う必要があり、また、その他の放射性物質による汚染の程度の低い8,000ベクレル／kg以下の廃棄物については、廃棄物処理法の処理基準に基づいて、処理されることとなりました。

これらの処理の多くが廃棄物処理業者への委託により行われると予想されますが、処理業者にとって、このような廃棄物の処理は未経験であり、放射性物質の環境への拡散抑制や処理作業に当たる従業員の被曝防止に関する知識は十分とはいえません。

このため、市町村あるいは事業者等から処理を受託することとなる処理業者等を主な対象に、放射性物質汚染廃棄物の適正処理、放射性物質とその人体や環境への影響に関する基礎知識、放射性物質汚染廃棄物の処理に関する安全管理、事故時の処置等についての幅広い知識の習得を目的として、平成24年度は講習会を４回開催いたしました。

2）講習内容

①放射性物質及び除染に関する基礎知識
②放射性物質汚染対処特措法及び関係法令について
③放射性物質汚染廃棄物の処理作業に関する安全管理について

3）受講対象者

以下の廃棄物を取り扱う処理業者及び処理を委託する排出事業者等
①放射性物質汚染対処特措法に基づく「特定一般廃棄物」又は「特定産業廃棄物」
②上記以外の8,000ベクレル／kg以下の放射性物質汚染廃棄物

4）開催計画

平成25年度は２回開催する予定です。

事業報告 教育研修事業の平成24年度事業報告及び平成25年度事業計画について

2.3　個別研修会（出張研修会）

産業廃棄物の適正処理に関する社内教育等、企業・団体のニーズに応じた個別の研修を、全国約300ヵ所で約3,000人を対象に実施し、テキストの作成及びJWセンターの講師を派遣いたしました。

今後、前述の基礎コースを対象に、個別研修会を積極的に実施することとしております。

是非、お気軽にご相談ください。

3. おわりに

ホームページのリニューアルに伴い講習会・研修会の画面が変わりました。（図６）
開催日程、会場等の検索は以下のURLにアクセスして下さい。
http://www.jwnet.or.jp/workshop/index.html



図6　講習会・研修会検索画面